育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数並びに当該市町村において特定教育・保育施設等を利用している子どもであって、法附則第二項の規定及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定を適用しないものとした場合に当該特定教育・保育施設等を利用できないこととなるものの数の合計数が百人以上であること。

［（１）～（６）　略］

ロ　［略］

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正）

第三条　内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「内閣府・文部科学省・厚生労働省」を「内閣府・文部科学省」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園（内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令第一項に規定する公立幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）について、第三条の規定による改正前の内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（以下「旧令」という。）第一項の認定を受けた場合（旧令附則第三項の規定により旧令第一項の認定を受けて公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業を行っているものとみなされた場合を含む。）は、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、施行日以後も、旧令第一項に規定する公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業をなお従前の例により実施することができる。

3　この命令の施行の際現にされている旧令第一項の認定の申請は、この命令による改正後の内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令第一項の認定の申請とみなす。

○内閣府・国土交通省令第二号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の三**　法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地	（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の三**　法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地